

日・IAEA保障措置協定追加議定書について

平成10年12月
外務省科学原子力課

1. 経緯及び概要

- (1) 我が国を含む核兵器不拡散条約(NPT)締結国は、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、締結国が申告した国内の核物質につきIAEAの保障措置の適用を受けることとなっている。(具体的には、「記録」を作成するとともに、「報告」をIAEAに提出する。IAEAは、「報告」、「記録」を確認するため「査察」を行う。)
- (2) しかし、このようにこれまでの保障措置制度は原則として締結国から「申告」された核物質の所在する施設についてしか査察できない仕組みとなっている。IAEAにおいては、イラク及び北朝鮮の核開発疑惑等を契機として、この保障措置制度の実効性を強化し及びその効率を改善することによって核兵器の不拡散体制を強化するため、1993年から検討が行われてきたが、1997年5月にIAEA理事会でモデル追加議定書が採択された。
- (3) 我が国は、上記のモデル追加議定書の採択を受けて、日・IAEA間において保障措置協定の追加議定書を作成すべく、本年3月より累次にわたって協議を行い、去る11月25日に同追加議定書がIAEA理事会において承認された。

2. 追加議定書による保障措置の強化の主な内容

- (1) 現行の保障措置協定において申告が義務付けられていない原子力に関連する情報に関し、IAEAに申告を行うこと。(例えば、ウラン鉱山、核物質を使わない原子力研究活動)
- (2) 現行の保障措置協定においてアクセスが認められていない場所へのアクセスをIAEAに認めること。(原則として24時間前に理由を付して通告)

(参考) 各国の追加議定書に属する状況

モデル追加議定書に基づき、追加議定書に署名した国は、32ヶ国(米、英、仏、独、伊、加、豪等。ただし、欧州原子力共同体加盟非核兵器国については、IAEAとこれらの諸国との間の一括協定)であり、追加議定書が発効した国は、4ヶ国(豪、ヴァチカン、ジョルダン、ニュージーランド)である。